



2018年3月6日

各 位

会 社 名 神鋼鋼線工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤 井 晃 二
(コード番号 5660 東証2部)
問合せ先 取締役執行役員 吉 田 裕 彦
(TEL. 06-6411-1051)

当社子会社における不適切行為(2017年10月13日既開示)および
神鋼鋼線グループにおける品質自主点検に関するご報告

株式会社神戸製鋼所(当社への出資比率30.7%)は、同社グループで発覚した不適切行為について、2017年10月26日、松井巖氏(元福岡高検検事長、弁護士)を委員長とする外部調査委員会を設置し、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

今般、同社は、外部調査委員会の調査によって明らかになった事実関係を説明するとともに、その原因分析及び再発防止策を報告するため、本日付けで同社グループにおける不適切行為に関する報告書を公表いたしました。

当社においては、2017年10月13日に、当社子会社の神鋼鋼線ステンレス株式会社(本社:大阪府泉佐野市、社長:小池 磨)における解決済みの不適切行為について公表しておりますが、今般の株式会社神戸製鋼所の報告書において、本件に関して別紙のとおり報告されておりますのでお知らせいたします。なお、外部調査委員会の調査によって、神鋼鋼線ステンレス株式会社における新たな不適切行為等は確認されておられません。

本件の原因究明および当社グループの再発防止への取組みにつきましては、2016年7月29日に公表いたしました「神鋼鋼線ステンレス(株)における JIS 法違反の対象製品に関する安全確認結果および原因究明と再発防止策について」のとおりであり、全ての再発防止策を2016年度中に実施完了し、2017年度以降も継続実施しております。

また、2017年10月以降に公表されております神戸製鋼所グループでの不適切行為を受け、当社グループは品質自主点検を実施し、外部調査委員会による品質自主点検の検証を受けてまいりました。その結果、当社グループの全ての製造工場(当社尼崎事業所・尾上事業所、当社子会社の株式会社テザックワイヤロープ・神鋼鋼線ステンレス株式会社、当社関連会社の TESAC USHA WIREPOPE CO., LTD.)において、新たな不適切行為は確認されておらず、当社グループの実施した品質自主点検の適正性について、現時点で特段の問題は判明していません。当社グループとして、引き続き品質管理体制の強化に取り組んでまいります。

本件による業績への影響については程度が明らかになり次第、お知らせ致します。

以上

【別紙】＜神戸製鋼所グループにおける不適切行為に関する報告書より＞

神鋼鋼線ステンレス株式会社（2017年10月13日公表案件）

ア 本件不適切行為の概要

品質保証室の検査員（2013年4月に品質保証室が設置されるまでは、製造部技術課検査係の検査員）の行った引張試験の検査結果が、顧客仕様又は公的規格を満たさないものであった場合、日次で行われる「不良線処理会議」において、特採、外売り、再検査等の処置を決定するものとされていた。

しかし、製造部のばね用ステンレス鋼線の技術設計担当者は、引張試験の検査結果が顧客仕様又は公的規格を満たさない製品について、検査員に指示して、顧客仕様及び公的規格を満たす検査結果をシステムに入力させ、当該改ざんされた検査結果に基づき、実際には顧客仕様又は公的規格を満たさない製品を合格品として出荷させていた。

なお、冒頭において言及されているとおり、本件は、2016年6月に発覚し、当社による品質監査及び当社グループ全体に対する品質自主点検のきっかけとなった事案である。

イ 対象製品等及び期間

本件不適切行為は、神鋼鋼線ステンレス株式会社において製造される製品のうち、ばね用ステンレス鋼線のJIS規格品及び受注生産品に関し、行われていた。

本件不適切行為は、遅くとも2007年4月から、2016年6月に当該不適切行為が発覚するまで、行われていた。

ウ 実行者及び認識者

本件不適切行為は、製造部のばね用ステンレス鋼線の技術設計担当者の指示に基づき、検査員により行われていた。

その他の一部の技術設計担当者も、本件不適切行為の存在を認識していたが、ばね用ステンレス鋼線の技術・設計担当者の上等が、本件不適切行為の存在を認識していたことを示す証拠は確認されていない。